3　両締約国政府の権限のある当局は、実施取決めの実施に関して生ずる紛争を、当該権限のある当局の間の協議又は交渉によって解決するものとする。

4　3の規定に従って紛争を解決することができない場合には、当該紛争は、2の規定に従って解決されるものとする。

第二十条

各締約国政府は、国内法令に従い、また、毎年の予算の範囲内で、この協定に基づく自国の義務の履行において生ずる自己の費用を負担する。

第二十一条

1　この協定は、署名の日に効力を生ずる。

2　この協定は、両締約国政府間の書面による合意によりいつでも改正することができる。この協定の改正は、この協定の効力発生のための手続と同様の手続に従う。

3　この協定は、五年間効力を有し、その後、4の規定に従って終了する時まで効力を存続する。

4　いずれの一方の締約国政府も、九十日前に他方の締約国政府に対して書面による通告を与えることにより、最初の五年の期間の終わりに又はその後いつでもこの協定を終了させることができる。いずれの一方の締約国政府も、この協定が終了する場合には、この協定の終了により生ずる問題に関する協議を書面により要請することができる。

5　この協定の終了の後においても、この協定に従って提供された全ての送付済秘密軍事情報は、引き続きこの協定の規定に従って保護される。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十五年十二月十二日にニューデリーで、ひとしく正文である日本語、ヒンディー語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために
　平松賢司

インド共和国政府のために
　G・モハン・クマール

○財務省告示第四百八号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第十八条の四第二項及び第三項並びに第三十九条の二十二第二項及び第三項の規定に基づき、個人の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第二十八条第一項第四号に掲げる負担金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する同法第六十六条の十一第一項第五号に掲げる負担金に係る公益法人等並びに基金及び期間を指定する件（平成二十七年九月財務省告示第三百十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月二十八日

財務大臣　麻生　太郎

別表に次のように加える。

生命保険契約者保護機構（東京都千代田区丸の内三丁目四番一号新国際ビル九階）	保険契約者保護資金	平成二十七年八月七日から平成二十八年三月三十一日まで

○財務省告示第四百九号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第十八条の七第二項から第四項まで及び第三十九条の二十七第二項から第四項までの規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第二十八条の三第一項及び第六十七条の四第一項に規定する転廃業助成金等及び減価補塡金並びに同法第二十八条の三第二項及び第六十七条の四第二項に規定する転廃業助成金を次のように指定し、個人にあっては平成二十七年分以後の所得税、法人にあっては平成二十七年十二月二十八日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。

平成二十七年十二月二十八日

財務大臣　麻生　太郎

（一般廃棄物処理業等の合理化事業に係る転廃業助成金等）

第一条　租税特別措置法（以下「法」という。）第二十八条の三第一項に規定する転廃業助成金等は、伊勢市が下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和五十年法律第三十一号）第三条第一項に規定する合理化事業計画（同項の承認を平成二十七年十二月七日に受けたものに限る。）に基づく同項に規定する合理化事業を実施することに伴い、伊勢市からし尿処理業又は浄化槽清掃業に係る車両及び運搬具の廃棄をする者に交付される当該合理化事業計画に係る転廃交付金とする。

2　法第二十八条の三第一項に規定する減価補塡金は、前項に規定する転廃交付金のうち同項の合理化事業により廃棄をしたし尿処理業又は浄化槽清掃業に係る車両及び運搬具の当該廃棄の直前における償却後の取得価額に相当する部分の金額とする。

3　法第二十八条の三第二項に規定する転廃業助成金は、第一項に規定する転廃交付金のうち前項に規定する部分以外の部分の金額とする。

（沖合底びき網漁業の不要漁船・漁具処理対策事業に係る転廃業助成金等）

第二条　法第六十七条の四第一項に規定する転廃業助成金等は、釧路機船漁業協同組合が、水産庁長官の承認を受けた再編整備等推進支援事業計画に基づき、水産業体質強化総合対策事業費補助金の交付を受けて行う沖合底びき網漁業の不要漁船・漁具処理対策事業を実施することに伴い、平成二十七年十一月十八日において、釧路機船漁業協同組合から交付された不要漁船処理対策助成金とする。

2　法第六十七条の四第一項に規定する減価補塡金は、前項に規定する不要漁船処理対策助成金のうち同項の不要漁船・漁具処理対策事業により廃棄をした漁船の当該廃棄の直前における帳簿価額に相当する部分の金額とする。

3　法第六十七条の四第二項に規定する転廃業助成金は、第一項に規定する不要漁船処理対策助成金のうち前項に規定する部分以外の部分の金額とする。

○国税庁告示第二十三号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく国税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件（平成二十七年国税庁告示第二号）の一部を次のように改正し、平成二十八年一月四日から適用する。

平成二十七年十二月二十八日

国税庁長官　中原　広

別表「規則第三条第一項第四号」の項を次のように改める。

規則第三条第一項第六号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類で個人番号及び個人識別事項の記載があるもの	官公署又は個人番号利用事務等実施者が発行又は発給をした書類で個人番号及び個人識別事項の記載があるもの
	自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書（提示時において作成した日から六か月以内のものに限る。）	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成二十六年総務省令第八十五号）第十五条の規定により還付された通知カード（以下「還付された通知カード」という。）又は同省令第三十二条第一項の規定により還付された個人番号カード（以下「還付された個人番号カード」という。）